**平成２６年（フ）第１８８６号**
東京都江東区住吉１丁目13―16
債務者　光山　大喜
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　健司
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１８９０号**
東京都世田谷区代田５丁目７―９　浅見ビル301、住民票上の住所東京都世田谷区代田５丁目７―９　浅見ビル３Ｆ
債務者　粟野　智子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　浩行
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１８９６号**
神奈川県横浜市神奈川区松ケ丘26―１―102
債務者　南雲　　勝
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籾井美恵子
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１９３６号**
東京都品川区中延２丁目14―11―205
債務者　江藤奈津子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　景山　甲悦
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１９３７号**
神奈川県川崎市中原区丸子通１丁目416―１ストーク新丸子弐番館802
債務者　塩野目知世
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　俊介
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２００５号**
神奈川県相模原市南区南台５丁目２―３―103
債務者　伊藤　裕美
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗岡　慶太
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２０３５号**
東京都世田谷区玉堤１丁目11―10―304
債務者　澤井　　元
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥羽　浩司
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第７１７号**
宮城県名取市増田３丁目８番60―３号
債務者　笹川　　愛
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第８０４号**
仙台市若林区荒井字新屋敷９番地
債務者　吉川さおり（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第４９号**
仙台市太白区中田４丁目６番１号　中田市営住宅１棟303
債務者　菅野真由美
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第６１号**
仙台市青葉区木町３番２―802号
債務者　杉本　千秋
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第１０号**
茨城県日立市久慈町２丁目35番20―605号
債務者　滝口　修治
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２６年（フ）第１３号**
茨城県日立市滑川町２丁目17番６―204号
債務者　伊藤　慎一
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２５年（フ）第５２４号**
新潟市南区鯵潟１丁目６番12号　新鯵潟住宅Ｄ棟第4103号、前住所新潟市南区万年258番地
債務者　泉　　彰
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２５号**
新潟市西蒲区巻甲4034番地１　エスポワールＡ102
債務者　松田　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部